



平成21年5月15日

各 位

会社名 日本甜菜製糖株式会社
代表者名 取締役社長 小笠原 昭男
(コード番号 2108 東証第一部)
問合せ先 管理部長 沖 有 康
(TEL 03 - 6414 - 5522)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成21年5月15日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成21年6月26日開催予定の第111期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 子会社を含めた事業内容の多様化および今後の発展に対応するため、事業目的の追加を行うものであります。(変更案第2条)
- (2) 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成16年法律第88号、以下「決済合理化法」という)が平成21年1月5日に施行されたこと(いわゆる「株券の電子化」)に伴い、現行定款を一部変更するものであります。

決済合理化法の定めにより、株券を発行する旨の定款の定めは廃止されたとみなされているため、株券に関する条文と文言を削除するものであります。(現行定款第8条、変更案第12条)

決済合理化法の施行に伴い、「株券等の保管及び振替に関する法律」が廃止されたため、実質株主および実質株主名簿に関する文言を削除するものであります。(変更案第8条、第10条)

株券の電子化により、新たな株券喪失の登録はなくなりましたが、決済合理化法施行日の翌日から起算して1年を経過する日までは、株券喪失登録簿を作成し備え置かなければならないことから、附則に所要の規定を設けるものであります。(変更案附則第1条～第3条)

上記変更に伴う条文の繰り上げ、その他条文の整備を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日 程

| | |
|-----------------|---------------|
| 定款変更のための株主総会開催日 | 平成21年6月26日(金) |
| 定款変更の効力発生日 | 平成21年6月26日(金) |

以 上

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|--|--|
| <p>(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1) 砂糖その他の糖類及び酒精の製造売買並びにこれ等の製品及び糖蜜、糖水を主要原料とする物品の製造売買</p> <p>(2) 牧畜、農業、林業及び採鉱業並びにこれ等生産物の加工売買</p> <p>(3) 電気事業</p> <p>(4) 船舶、鉄道及び自動車による運輸業並びに自動車賃貸業</p> <p>(5) 医薬品の製造売買</p> <p>(6) 肥料の製造売買</p> <p>(7) 倉庫業</p> <p>(8) 飼料の製造売買</p> <p>(9) 種苗の生産売買</p> <p>(10) 農林育苗用資材の製造売買</p> <p>(11) 農薬の製造売買</p> <p>(12) 農用機械器具及び精密機械器具の製造売買、賃貸並びに修理</p> <p>(13) スポーツ、娯楽、飲食、燃料供給、駐車、観光、宿泊等の施設の経営</p> <p>(14) 不動産の売買、貸借、仲介及びその管理</p> <p>(15) 土木建設事業 < 新 設 ></p> <p>(16) 損害保険代理業及び自動車損害賠償保障法に基づく保険の代理業並びに生命保険の募集に関する業務</p> <p>(17) 前各号に付帯し又は関連する一切の事業</p> | <p>(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1) } (現行どおり)</p> <p>(2) }</p> <p>(3) }</p> <p>(4) 船舶、鉄道及び自動車による運輸業、<u>自動車整備業</u>並びに自動車賃貸業</p> <p>(5) } (現行どおり)</p> <p>(6) }</p> <p>(7) }</p> <p>(8) }</p> <p>(9) }</p> <p>(10) }</p> <p>(11) }</p> <p>(12) }</p> <p>(13) <u>スポーツ、娯楽、書籍販売、飲食、燃料供給、駐車、観光、宿泊等の施設の経営</u></p> <p>(14) } (現行どおり)</p> <p>(15) }</p> <p>(16) <u>前各号に関するエンジニアリング及びコンサルティング</u></p> <p>(17) } (現行どおり)</p> <p>(18) }</p> |
| <p>(株券の発行) 第8条 <u>当社は、株式に係る株券を発行する。ただし、単元未満株式に係る株券は発行しないことができる。</u></p> | <p>< 削除 ></p> |

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|--|--|
| <p>(単元未満株式の買増し) 第 9 条 当社の単元未満株式を有する株主(<u>実質株主を含む。以下同じ</u>)は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売渡すこと(以下「買増し」という)を当会社に請求することができる。</p> <p>(単元未満株式の権利) 第 10 条 (条文省略) (株主名簿管理人) 第 11 条 当社は、株主名簿管理人を置く。株主名簿管理人及びその事務取扱場所は取締役会の決議によって定め、これを公告する。 <u>当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ)、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿は株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り及び買増し、その他株式並びに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。</u></p> <p>(基準日) 第 12 条 (条文省略) (株式取扱規程) 第 13 条 <u>当社が発行する株券の種類並びに株主名簿、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り及び買増し、その他株式または新株予約権に関する取扱い及び手数料は、取締役会において定める株式取扱規程による。</u></p> | <p>(単元未満株式の買増し) 第 8 条 当社の単元未満株式を有する株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売渡すこと(以下「買増し」という)を当会社に請求することができる。</p> <p>(単元未満株式の権利) 第 9 条 (現行どおり) (株主名簿管理人) 第 10 条 当社は、株主名簿管理人を置く。株主名簿管理人及びその事務取扱場所は取締役会の決議によって定め、これを公告する。 <u>当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備え置き、その他株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。</u></p> <p>(基準日) 第 11 条 (現行どおり) (株式取扱規程) 第 12 条 株主名簿及び新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り及び買増し、その他株式または新株予約権に関する取扱い及び手数料、<u>株主の権利行使に際しての手続き等</u>は、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> |

